

京都ノートルダム女子大学大学院収容定員関係学則変更届出書

京都 ND 総第 21-85 号

令和 3 年 5 月 3 1 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人ノートルダム女学院

理 事 長 和 田 環

このたび、京都ノートルダム女子大学大学院の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第 4 条第 2 項及び学校教育法施行令第 23 条の 2 第 1 項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学院の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガクコリホジツ ノートルダム ジョウガクイン 学校法人 ノートルダム女学院								
フリガナ大学の名称	キョウトノートルダム ジョウシガクガクイン 京都ノートルダム女子大学大学院（Kyoto Notre Dame University Graduate School）								
大学本部の位置	京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地								
大学の目的	「徳と知」（Virtus et Scientia）の建学の精神に基づき、国際化、情報化の時代に 応じ、幅狭き専門領域の知識に偏ることなく広い視野に立って精深な学識を授け、 専攻分野における研究能力や高度専門性を要する職業等に必要な能力を有する人材 を育成し、地域社会、国際社会の進展に寄与することを目的とする								
新設学部等の目的	人間文化研究科生活福祉文化専攻は、基礎となる生活福祉文化学部が平成29年度に 他学部と統合・再編し、現代人間学部福祉生活デザイン学科としたため、その在り 方を検討してきたが、定員充足率が低く、学部教育を含む教育・研究上の効果・効 率化の面で支障が出てきており、今後も受験者・入学者の増加は見込めないと判断 し、同専攻の学生を募集停止し、収容定員を変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	開設時期及 び開設年次	所在地	※令和4年度より 学生募集停止
	人間文化研究科 【Graduate School of Humanities and Social Sciences】 生活福祉文化専攻 【Department of Culture Living and Welfare】 計	2 年	— (6) 人	— (—) 年次 人	— (12) 人	修士（生活福 祉文化） 【Master of Arts in Home Sciences and Welfare】	令和4年4月 第1年次 年 月 第 年次	京都府京都市左京区 下鴨南野々神町1番地	
同一設置者内における 変更状況 （定員の移行、 名称の変更等）	国際言語文化学部 英語英文学科[3年次編入学定員減] (△3) (令和4年4月) 国際日本文化学科[3年次編入学定員増] (3) (令和4年4月)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員 組織 の 概 要	学部等の名称		専任教員等					兼任 教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	人間文化研究科生活福祉文化専攻	10人 (10)	2人 (2)	2人 (2)	0人 (0)	14 (14)	0 (0)	1人 (1)
		計	10 (10)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	— (—)
	既設分	人間文化研究科 応用英語専攻	4 (3)	4 (5)	2 (2)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	4 (4)
		人間文化専攻	4 (4)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	1 (1)
		心理学研究科 臨床心理学専攻(博士前期課程)	7 (7)	4 (4)	2 (2)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	7 (7)
		心理学専攻(博士後期課程)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
		教育センター	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	21 (20)	16 (17)	5 (5)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	— (—)	
合計		31 (30)	18 (19)	7 (7)	0 (0)	56 (56)	0 (0)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		兼 任		計					
	事 務 職 員	43 (48)	人	9 (11)		52 (59)	人			
	技 術 職 員	0 (0)		0 (0)		0 (0)				
	図 書 館 専 門 職 員	2 (2)		3 (4)		5 (6)				
	そ の 他 の 職 員	2 (0)		13 (15)		15 (15)				
計		47 (50)		25 (30)		72 (80)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	17,206 m ²	0 m ²	0 m ²	17,206 m ²					
	運 動 場 用 地	9,228 m ²	0 m ²	0 m ²	9,228 m ²					
	小 計	26,434 m ²	0 m ²	0 m ²	26,434 m ²					
	そ の 他	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²					
合 計	26,434 m ²	0 m ²	0 m ²	26,434 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		27,323 m ² (27,323 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	27,323 m ² (27,323 m ²)					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	(補助職員 人)	(補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
				室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			
図 書 館		面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数					
		m ²								
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		m ²								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位での算出不能なため学部との合計
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		3,200千円	3,200千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	28,115千円	28,115千円	28,115千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	10,000千円	10,000千円	10,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	910千円	710千円	－千円	－千円	－千円	－千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、雑収入 等							

大学等の名称	京都ノートルダム女子大学									
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地		
既設大学等の状況	国際言語文化学部	年	人	年次人	人				京都府京都市左京区下鴨南野々神町1番地	
	英語英文学科	4	80	3年次5	420	学士(文学)	1.02	昭和36年度		
	国際日本文化学科	4	50	—	200	学士(人間文化)	1.09	平成12年度		
	現代人間学部									
	生活環境学科	4	70	—	—	学士(生活環境)	0.74	平成29年度		
	心理学科	4	100	—	—	学士(心理)	0.83	平成29年度		
	こども教育学科	4	70	—	—	学士(こども教育)	0.88	平成29年度		
	心理学部									
	心理学科	4	—	—	—	学士(心理)	—	平成17年度		
	現代心理専攻									
	学校心理専攻									
	臨床心理専攻									
	人間文化研究科(修士課程)									同
	応用英語専攻	2	8	—	16	修士(応用英語)	0.12	平成14年度		
人間文化専攻	2	3	—	6	修士(人間文化)	0.33	平成17年度			
心理学研究科(博士前期課程)										
臨床心理学専攻	2	10	—	20	修士(心理)	0.85	平成17年度			
(博士後期課程)心理学専攻	2	4	—	12	博士(心理)	0.16	平成17年度			
附属施設の概要	該当なし									

学校法人 ノートルダム女学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
京都ノートルダム女子大学				→	京都ノートルダム女子大学				
国際言語文化学部		3年次			国際言語文化学部		3年次		
英語英文学科	80	5	330		英語英文学科	80	2	324	編入学定員変更(△3)
国際日本文化学科	50	-	200		国際日本文化学科	50	3	206	編入学定員変更(△3)
現代人間学部					現代人間学部				
生活環境学科	70	-	280		生活環境学科	70	-	280	
心理学科	100	-	400		心理学科	100	-	400	
こども教育学科	70	-	280		こども教育学科	70	-	280	
計	370	5	1490		計	370	5	1490	
京都ノートルダム女子大学大学院						京都ノートルダム女子大学大学院			
人間文化研究科					人間文化研究科				
応用英語専攻(M)	8	-	16		応用英語専攻(M)	8	-	16	
生活福祉文化専攻(M)	6	-	12		0	-	0	令和4年4月学生募集停止	
人間文化専攻(M)	3	-	6	人間文化専攻(M)	3	-	6		
心理学研究科				心理学研究科					
臨床心理学専攻(M) (博士前期課程)	10	-	20	臨床心理学専攻(M) (博士前期課程)	10	-	20		
心理学専攻(D) (博士前期課程)	4	-	12	心理学専攻(D) (博士前期課程)	4	-	12		
計	31	-	66	計	25	-	54		

校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



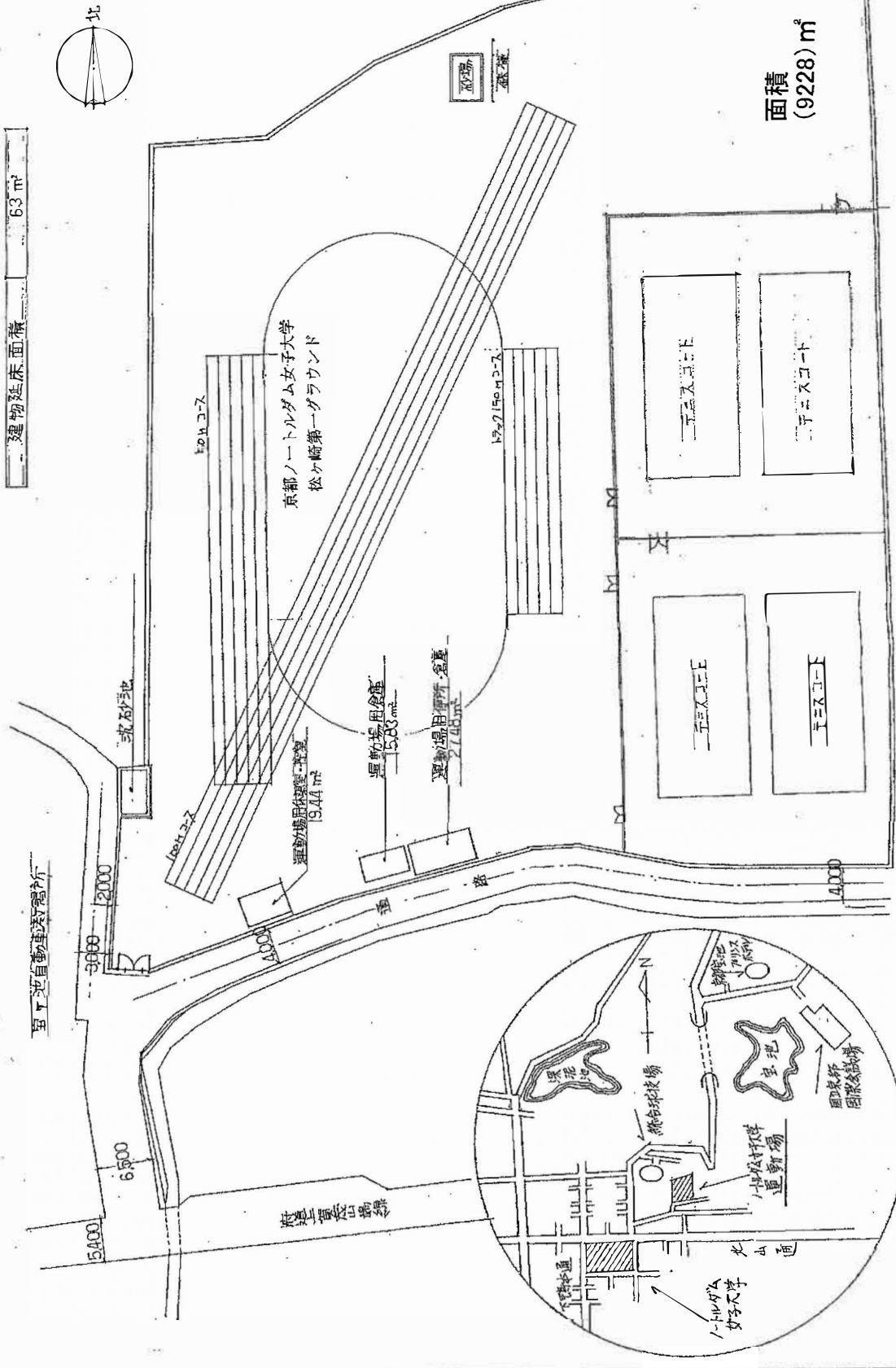
京都ノートルダム女子大学

(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面



- ・最寄り駅 京都市営地下鉄烏丸線 北山駅
- ・大学は、北山駅から東へ 700 メートルに位置

京都ノートルダム女子大学運動場（松ヶ崎）配置図 S 1 / 500



※ 運動場まで大学敷地から約300メートル 徒歩5分

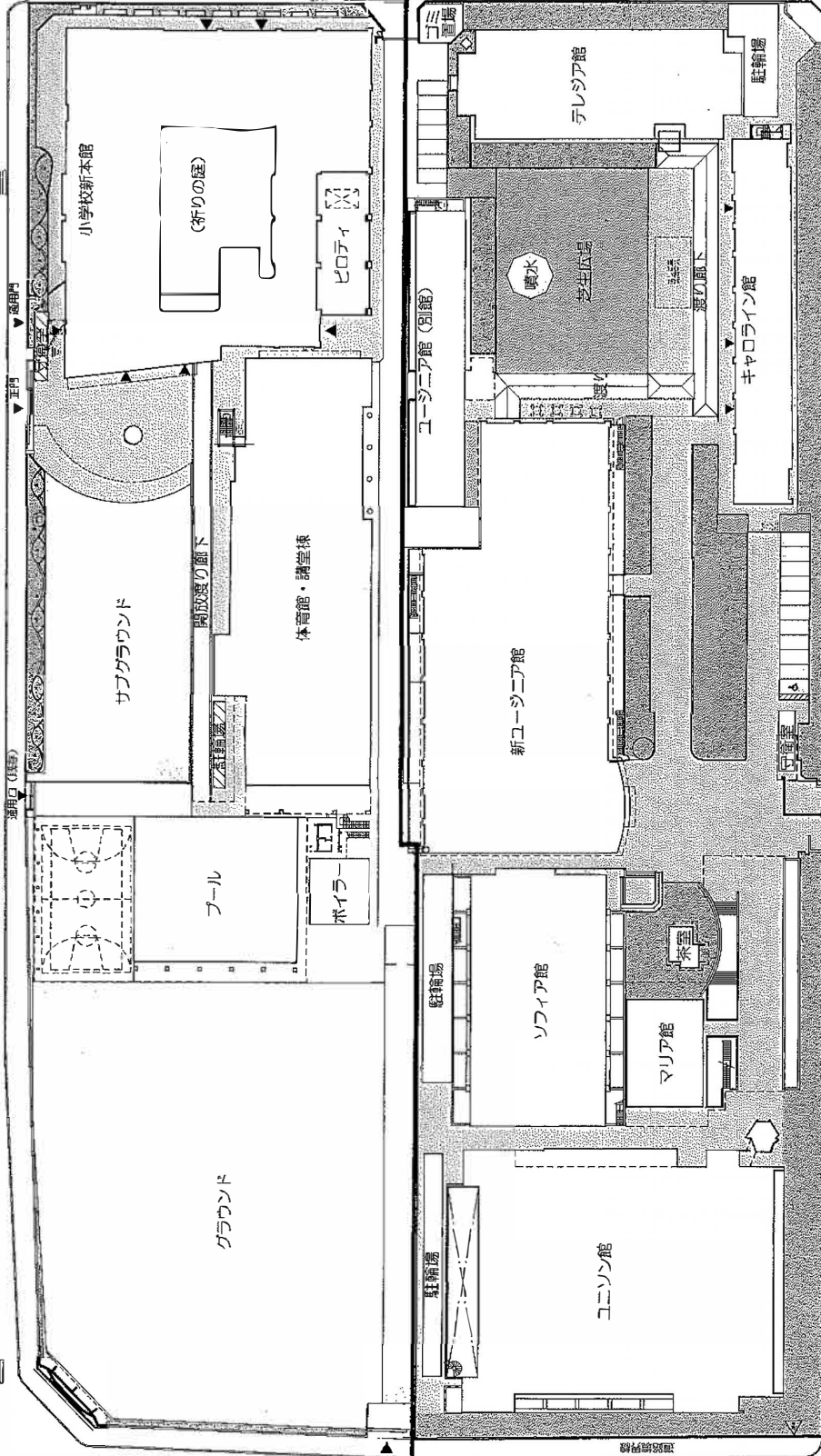
図面-3

校舎建物配置図



まがらぎ

成瀬上柳原 山崎線(103号)並42号第一号地



ノートルダム学院小学校 敷地

京都ノートルダム女子大学 敷地

面積
(17,206)㎡

主要地号第一号 第一号地 第一号地 第一号地 第一号地 第一号地

京都ノートルダム女子大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学大学院（以下「大学院」という。）は「徳と知」(Virtus et Scientia) で示されるカトリックの建学の精神に基づき、学部教育を基礎として、学術的な理論及び応用に関する教育研究を行う。

2 人間文化研究科においては、人間文化に対する深い理解を研究の背景とし、国際化・情報化の時代に求められる広い視野と高度の専門性を要する職業などに必要な実践的能力の涵養を目指し、地域及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

3 心理学研究科においては、科学的方法論に立脚した客観的学問としての心理学を学び、心の発達・教育及び心理臨床に関する広い視野をもった専門的知識や高度の専門性を要する職業などに必要な実践的技能を備えた人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 大学院は前条の目的を達成するために定期的な自己点検・評価の実施をとおしてその教育・研究水準の不断の向上を図る。

2 自己点検・評価のための点検項目及び実施の方法等については、別に規程で定める。

(組織)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

人間文化研究科

心理学研究科

(研究科の課程)

第4条 人間文化研究科に修士課程を置き、心理学研究科に博士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を授け専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを前期課程及び後期課程に区分し、前期課程は修士課程として扱うものとする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

(1) 人間文化研究科

応用英語専攻（修士課程）

人間文化専攻（修士課程）

(2) 心理学研究科

臨床心理学専攻（博士前期課程）

心理学専攻（博士後期課程）

(修業年限、在学期間)

第6条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、博士後期課程の標準修業年限

は3年とする。

- 2 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程の在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

(長期履修)

第6条の2 本学の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

- 2 長期履修に関し必要な事項は、別に規程で定める。

(学生定員)

第7条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻(課程)	入学定員	収容定員
人間文化研究科	応用英語専攻(修士課程)	8人	16人
	人間文化専攻(修士課程)	3	6
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期課程)	10	20
	心理学専攻(博士後期課程)	4	12

(学年暦)

第8条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期(春学期) 4月1日から9月30日まで

後期(秋学期) 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の定めによる休日

(3) 創立記念日(12月8日)

(4) 春期休業日(3月下旬から4月上旬まで)

(5) 夏期休業日(8月上旬から9月下旬まで)

(6) 冬期休業日(12月下旬から1月上旬まで)

- 2 学長は、必要により臨時に休業し、又は、休業日に授業を行わせることができる。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第11条 大学院の教員は、京都ノートルダム女子大学の教員の中から大学院担当を命じられた教員をもって充てる。

- 2 研究科に研究科長を置く。研究科長は研究科を統括し、校務をつかさどる。
- 3 各専攻の円滑な運営を期するため、専攻主任を置くことがある。

(研究科会議)

第12条 研究科に研究科会議を置く。

(審議事項)

第13条 研究科会議の審議事項は、別に規程で定める。

第3章 入学・再入学・転入学・転学・退学 ・休学・復学・除籍及び留学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、後期（秋学期）の始めとすることができる。

(入学資格)

第15条 博士課程の前期課程（以下「博士前期課程」という。）又は修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力が有する者として、学校教育法施行規則第155条第1項に規定された者
 - (3) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 2 博士課程の後期課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - (5) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(入学の出願)

第16条 大学院の入学志願者は、指定の期日までに、入学願書その他書類に入学検定料を添えて出願しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 入学志願者に対しては、課程を修めるに必要な学力、人物及び健康状態について研究科会議で選考の上、学長が入学を許可する。

- 2 入学選考の期日及び方法は、その都度定める。

(転入学)

第18条 他の大学の大学院に在学する者で、大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長がこれを許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を志願する者は在籍する大学院の学長又は当該研究科の長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 入学を許可された者が他の大学の大学院において既に修得した授業科目の履修単位数の取り扱いについては、別に定める。

(再入学)

- 第19条 大学院に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り研究科会議で選考の上、学長が許可することができる。
- 2 前項により入学が許可された者の既修単位の取り扱い並びに在学年限については、別に定める。
 - 3 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

- 第20条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、定められた学費等を納入しなければならない。
- 2 入学に関する所定の書類については、別に定める。

(転学)

- 第21条 大学院の在籍者で他の大学の大学院に転学を希望する者があるときは、やむを得ない事情のある場合に限り、許可することができる。

(退学)

- 第22条 大学院を退学しようとする者は、所定の書類にその理由を記し願い出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

- 第23条 疾病、その他やむを得ない事由により休学しようとするときは、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）にその理由を記し願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学の期間)

- 第24条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは許可を得て、さらに1年以内に限り休学することができる。
- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第6条に規定する在学の期間に算入しない。

(復学)

- 第25条 休学期間中に、その理由が消滅した場合には、所定の書類（疾病による休学の場合には、医師の診断書を添付）により学長に願い出て、復学することができる。

(除籍)

- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。
- (1) 第6条に規定する修業年限を超えた者
 - (2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (3) 授業料、教育充実費又は在籍料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
 - (4) 長期にわたり所在不明の者
 - (5) 死亡した者

(留学)

- 第27条 学生が外国の大学又は大学院に留学を希望する場合は、研究科会議の議を経て認めることができる。

2 留学期間のうち、1 年については、第 6 条第 2 項ただし書きに規定する在学期間に算入する。

第 4 章 課程修了の要件

(修了要件)

第 28 条 博士課程の後期課程の修了要件は、大学院に 5 年（博士前期課程又は修士課程を修了した者にあたっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、3 年（博士前期課程 2 年又は修士課程 2 年）以上在学すれば足りるものとする。

2 博士前期課程又は修士課程の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、別に定める各専攻の単位を修得しかつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については 1 年以上在学すれば足りるものとする。

第 5 章 授業科目・履修方法及び課程修了認定等

(授業科目及び履修方法)

第 29 条 研究科に課する授業科目、単位数及び履修方法は、別表 1 のとおりとする。ただし、教育・研究上有益と認められる場合には学部の授業科目を履修することができる。

(単位)

第 30 条 各授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

単位の基準 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業時間)

第 31 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週を原則とする。

(研究指導)

第 32 条 大学院は、学生の研究を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

2 学生は、研究指導及び授業科目の選択等、研究一般に関し指導教員の指導を受けなければならない。

3 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第 33 条 教育上有益と認めるときは他の大学と協議の上、他の大学の大学院の授業科目を履修することを許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、研究科会議で認める場合に限り、8 単位を超えない範囲で、大学院で履修したものとみなす。

(入学前の修得単位の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）につ

いては、10 単位を超えない範囲において、大学院で修得したものとみなすことができる。

- 2 前条第1項及び前項に基づき、大学院において修得したとみなすことのできる単位数は、合計10単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第35条 単位修得の認定は学生の試験又は研究報告の成績により、担当教員が行うものとする。

- 2 前項の成績は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(成績評価基準の明示等)

第35条の2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、学生に対して基準をあらかじめ明示した上で適切に行う。

(論文の審査及び最終試験)

第36条 論文の審査及び最終試験の方法等については、京都ノートルダム女子大学大学院学位規程の定めるところによる。

(課程の修了)

第37条 学則第6条の修業年限及び同第28条に規定する課程の修了要件を満たした者は、その課程を修了したものとする。

(課程修了の認定)

第38条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第39条 大学院において研究科の課程を修了した者に次の学位を授与する。

人間文化研究科	修 士	(応用英語)
	修 士	(人間文化)
心理学研究科	修 士	(心理)
	博 士	(心理)

- 2 学位授与の時期は、学年の終わり又は学期の終わりとする。

(教育職員免許状の取得)

第40条 大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	教科
人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	
人間文化研究科 人間文化専攻	中学校教諭専修免許状	国語
	高等学校教諭専修免許状	

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、当該免許教科に係る中学校・高等学校教諭一種免許状を有する者で、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の授業科目を履修し、単位

を修得しなければならない。

(公認心理師資格の取得)

第40条の2 大学院心理学研究科臨床心理学専攻(博士前期課程)において公認心理師受験資格を取得しようとする者は、第28条の規定によるほか、公認心理師法に定める指定科目の単位を修得して課程を修了しなければならない。

2 公認心理師受験資格の取得に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第6章 科目等履修生・聴講生・研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、大学院の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として在籍を許可することができる。

2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受けこれに合格した場合は、所定の単位を与える。

3 科目等履修生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 大学院において、特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、大学院の教育に支障がない限り、選考の上、聴講生として在籍を許可することができる。

2 聴講生が受講した授業科目について試験を受けることはできない。

3 聴講生の履修料は、別に定める。

4 前3項に定めるもののほか、聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特定の課題について研究することを希望する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障がない限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2 研究生の研究料は、別に定める。

3 前2項に定めるもののほか研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号に該当する者に限る。

(1) 外国において通常の課程による16年間の学校教育を修了した者

(2) 日本において、外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 前2号に規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程において学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

3 第1項の規定に基づき入学を許可された外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 入学検定料・入学金・授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第45条 入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、別表2に定めるとおりとする。

- 2 前項の費用のほか、実習費等を徴収する場合がある。
- 3 既納の入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の納入期)

第46条 入学検定料、入学金は、指定する期日までに納めなければならない。

- 2 授業料及び教育充実費は、年額の2分の1の額を次の納入期に納めなければならない。ただし、新入学生にあつては、別に納入期日を設ける。期日までに納入がないときは、入学の許可を取り消すことがある。

学期	納入期
前期	4月1日から 4月30日まで
後期	10月1日から 10月31日まで

(休学期間の在籍料)

第47条 学年又は学期を通して休学を許可された場合は、別表2に定める在籍料を指定する期日までに納めなければならない。

- 2 既納の在籍料は、返還しない。

(入学検定料、入学金及び授業料等の減免)

第48条 成績優秀にして、学資の支弁が極めて困難な者、その他本学が定める条件を満たす者には、入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費を減免することがある。

- 2 前項の減免に関し必要な事項は、別に規程で定める。

第8章 賞 罰

(表彰)

第49条 学生として模範となる善行・業績のあつた者には、表彰することがある。

(懲戒)

第50条 京都ノートルダム女子大学が定めた規則に違反し学生としての本分に反する行為をしたと認められる者は、学長はその軽重に従い懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補 則

(大学学則の準用)

第51条 大学院学則に規定のない事項については、京都ノートルダム女子大学学則を準用する。

(細則)

第52条 この学則の実施に関する必要な細則は、別に定める。

(学則の改正)

第53条 この大学院学則の改正は、管理運営会議の議を経て、学校法人ノートルダム女学院理事会の承認を得るものとする。

附 則（平成 14 年 2 月 28 日制定）
この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 9 日改正）
この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 16 日改正）
この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日改正）
この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 8 日改正）
この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 24 日改正）
この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 2 月 19 日改正）
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 28 日改正）
この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度入学者から適用し、平成 20 年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 1 月 27 日改正）
この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日改正）
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 18 日改正）
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の改正は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 5 月 27 日改正）
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 1 月 17 日改正）
1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の人間文化専攻に係る授業科目の区分（異なる区分への授業科目の移動を含む。）、履修条件並びに授業科目のうち基礎

科目及び演習科目に係る改正は、平成 24 年度以後の入学者に適用し、平成 23 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 平成 23 年度以前の入学者は、前項の規定にかかわらず、この改正前の別表 1 の授業科目（以下「旧科目」という。）のうち次の 2 項に掲げるものを除く旧科目を履修することができる。ただし、当該授業科目を開設する研究科又は専攻が別に定める期間内に限る。
- 平成 23 年度以前の入学者が、次の表に定める改正後の別表 1 の授業科目（以下「新科目」という。）を履修したときは、対応する旧科目に読替える。ただし、特に必要がある場合で、当該授業科目を開設する研究科又は専攻が適当と認めるときは、これ以外の科目の組合せについて読替えることができる。

新科目	旧科目
出版文化演習	日本文化史文献学演習

- 次の表の旧科目の単位を既に修得した者は、対応する新科目を履修できない。

新科目	旧科目
漢文学特論	日中対照言語学特論
西洋美術特論	キリスト教芸術特論

附 則（平成 24 年 2 月 21 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の生活福祉文化専攻の平成 25 年度の収容定員に係る経過措置については、次のとおりとする。

人間文化研究科 生活福祉文化専攻（修士課程）収容定員 16 人

附 則（平成 25 年 2 月 19 日改正）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。改正後の第 7 条における人間文化専攻の入学定員については、平成 26 年度入学者から適用する。ただし、平成 25 年度以前の入学者に係る入学定員については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 17 日改正）

- この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の心理学研究科に係る改正については、改正の日から施行する。
- 別表 1 の心理学研究科に係る改正については、平成 25 年度以後入学生に適用し、平成 24 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日改正）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の人間文化研究科生活福祉文化専攻に係る改正については、平成 28 年度以後入学生に適用し、平成 27 年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 27 日改正）

この改正は、平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 18 日改正）

- この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の学則第7条に定める心理学研究科発達・学校心理学専攻（博士前期課程）及び臨床心理学専攻（博士前期課程）学生の収容定員については、同条の規定にかかわらず、平成30年度は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻（課程）	収容定員
心理学研究科	発達・学校心理学専攻（博士前期課程）	13人
	臨床心理学専攻（博士前期課程）	17

附 則（平成30年2月20日改正）

- この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表1に係る改正については、平成30年度以後入学生に適用し、平成29年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 平成29年度以前の入学者に適用する授業科目については、前項の規定にかかわらず、改正後の授業科目の履修をもって改正前の授業科目を履修したものと読替える等の移行措置を講じるものとする。移行措置については各研究科において別に定める。

附 則（平成31年1月29日改正）

- この改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以後入学生に適用し、平成30年度以前入学生については、なお従前の例による。
- 心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開b）及び児童精神医学特論に係る改正については、前項本文の規定にかかわらず、平成31年9月26日から施行する。
- 発達情報科学特論に係る改正については、第1項ただし書きの規定にかかわらず、平成30年度以後入学者に適用する。

附 則（平成31年2月26日改正）

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月21日改正）

- この改正は、令和2年5月1日から施行し、第26条第1項第3号、第45条、第46条及び第48条の改正規定並びに別表2の改正については、令和3年度入学生（再入学・転入学を含む。）から適用するものとし、第5条、第7条及び第40条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前の入学生に係る授業料その他の納入金（授業料、施設設備費、修了費）については、なお従前のとおりとし、既納の授業料その他の納入金は返還しない。
- （削除）
- （削除）
- （削除）

附 則（令和3年3月23日改正）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正にあっては、令和3年度以後入学生に適用し、令和2年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月25日）改正

- この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正前の学則による人間文化研究科生活福祉文化専攻（修士課程）は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該専攻に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 改正後の学則に係る履修上の経過措置その他の必要な事項は、当該研究科の研究科会議において定める。
- 4 改正後の学則第7条に定める人間文化研究科生活福祉文化専攻の学生定員については、同条の規定にかかわらず、令和4年度については、次の表のとおりとする。

研究科	専攻(課程)	入学定員	収容定員
人間文化研究科	生活福祉文化専攻(修士課程)	—	6人

別表 1 (第 29 条関係)

区 分	授業科目	単位	必修 単位	備 考	
人間文化研究科 応用英語専攻 (修士課程)	基礎科目	応用英語研究方法論	2	2	応用英語専攻の履修条件は次のとおりとする。 32 単位以上 ①基礎科目 必修 6 単位 ②演習科目 必修 2 単位 ③研究指導科目 必修 8 単位 ④専門科目、演習科目及び他研究科・他専攻の科目 16 単位以上 ただし、他研究科・他専攻の科目については 6 単位を上限とする。 ⑤修士論文審査及び最終試験の合格
		英語プレゼンテーション	2	2	
		アカデミックライティング & ライティング	2	2	
	専門科目	言語研究デザインと統計	2		
		応用言語学	2		
		第二言語習得	2		
		バイリンガリズム	2		
		英語教育学特論 I (Language Pedagogy)	2		
		英語教育学特論 II (Assessment and Testing)	2		
		英語教育学特論 III (Classroom Research)	2		
		英語教育学特論 IV (Curriculum Design)	2		
		早期英語教育	2		
		英米文学作品研究 a	2		
		英米文学作品研究 b	2		
		英米文学作品研究 c	2		
		英米文学作品研究 d	2		
		英米文学批評理論	2		
		映像芸術	2		
		日英語比較分析 a	2		
		日英語比較分析 b	2		
	言語コミュニケーション	2			
	言語と社会	2			
	演習科目	専門演習	2	2	
インターシッ		2			
研究指導科目	インデペンデントステイ	8	8		
			計 16		
人間文化専攻 (修士課程)	基礎科目	文化学研究方法論	2	2	人間文化専攻の履修条件は次のとおりとする。 30 単位以上 ①基礎科目 必修 4 単位 ②専門科目 選択必修 8 単位以上 ③演習科目 必修科目を含む 10 単位以上うち、特別研究必修 8 単位 演習科目から選択必修 2 単位以上 ④専門科目、演習科目及び本学大学院の他研究科・他専攻の専門科目から選択 必修 8 単位以上
		文化学研究実践論	2	2	
	専門科目 <表現文化領域>	日本近代文学特論	2	8	
		日本近代詩特論	2		
		アラブ・イスラム文化特論	2		
		日本語学特論	2		
		漢文学特論	2		
		西洋美術特論	2		
		日本伝統文化特論	2		

<実践文化領域>	聖書学特論 国語教育特論 出版・情報文化特論 図書館情報文化特論（子どもとメディア） スピーチ・コミュニケーション特論	2 2 2 2 2		ただし、他研究科・他専攻の科目については 6 単位を上限とする。 ⑤修士論文審査及び最終試験の合格
演習科目	日本語学演習 芸術史学演習 読書支援プログラム演習 日本文学演習 出版・情報文化演習 日中言語交流史演習 アラブ・イスラーム文化史演習 スピーチ・コミュニケーション演習 聖書学演習 インターンシップ 特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ 特別研究Ⅲ 特別研究Ⅳ	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	} 2 2 2 2 計 22	
人間文化研究科共通自由科目	比較教育学特論 比較教育学演習	2 2		修了要件単位とならない
心理学研究科 臨床心理学専攻 （博士前期課程） 基礎科目	認知心理学特論 心理統計学特論 心理学研究法特論	2 2 2		臨床心理学専攻の履修条件は次のとおりとする。
専門科目	臨床心理学特論Ⅰ 臨床心理学特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理基礎実習Ⅰ 臨床心理基礎実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理事例研究法演習Ⅰ 臨床心理事例研究法演習Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践） 臨床心理査定演習Ⅱ 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 a） 心理実践実習（学内）Ⅰ 心理実践実習（学内）Ⅱ 心理実践実習（学外）Ⅰ	2 2 2 2 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 5 4 4		30 単位以上 ①基礎科目 4 単位以上 ②専門科目 8 単位以上 ③専門科目または関連科目 6 単位以上 ④演習科目 必修 12 単位 ⑤修士論文審査及び最終試験の合格

関連科目	心理実践実習（学外）Ⅱ	4		
	発達心理学特論	2		
	青年心理学特論	2		
	老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開 b）	2		
	教育・心理検査特論	2		
	心理療法特論	2		
	児童精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 b）	2		
	障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開 a）	2		
	社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2		
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		
	健康心理学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2		
	学校カウンセリング特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		
	投映法特論	2		
	演習科目	臨床心理学専門演習Ⅰ	2	2
臨床心理学専門演習Ⅱ		2	2	
臨床心理学専門演習Ⅲ		2	2	
臨床心理学専門演習Ⅳ		2	2	
特別研究		4	4	
			計 12	
心理学専攻 （博士後期課程） 特殊研究科目	心理学特殊研究 A（認知機構）	2		心理学専攻の履修条件は次のとおりとする。 14 単位以上 ①特殊研究科目 4 単位以上 ②演習科目 必修 10 単位 ③博士論文審査及び最終試験の合格
	心理学特殊研究 B（発達心理学）	2		
	心理学特殊研究 C（学校心理学）	2		
	心理学特殊研究 D（教育評価）	2		
	心理学特殊研究 E（心理療法）	2		
	心理学特殊研究 F（心理アセスメント）	2		
演習科目	心理学特殊演習Ⅰ	1	1	
	心理学特殊演習Ⅱ	1	1	
	心理学特殊演習Ⅲ	1	1	
	心理学特殊演習Ⅳ	1	1	
	後期特別研究	6	6	
			計 10	

別表 2 (第 4 5 条及び第 4 7 条関係)

1 入学検定料

入学検定料
35,000 円

2 入学金、授業料及び教育充実費 (第 4 5 条関係)

1) 修士課程及び博士前期課程

入 学 金	授業料(年額)	教育充実費 (年額)
200,000 円	610,000 円	100,000 円

ただし、標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料及び教育充実費を前期、後期それぞれ年額の 4 分の 1 相当額とする。

2) 博士後期課程

入 学 金	授業料(年額)	教育充実費 (年額)
200,000 円	610,000 円	100,000 円

ただし、標準修業年限に達し、修了要件の不足が論文の合格及び論文指導に係る科目の単位修得のみの場合は、授業料を要せず、教育充実費のみ前期、後期それぞれ年額の 4 分の 1 相当額とする。

3) 第 6 条の 2 に規定する長期履修をする学生の授業料及び教育充実費は、1)、2) に定める年額にかかわらず、別に規程で定める。

3 在籍料

学 期
60,000 円

京都ノートルダム女子大学大学院学則の変更事項を記載した書類

第5条関係

第1項第1号の「生活福祉文化専攻（修士課程）」を削る。

第7条関係

学生定員の表中、2項3欄の「生活福祉文化専攻（修士課程）」、3項3欄の「6」及び4項3欄の「12」を削る。

第39条関係

学位の授与につき、「修士（生活福祉文化）」を削る。

第40条関係

教育職員免許状の種類及び教科の表中、1項3欄の「人間文化研究科生活福祉文化専攻」、2項第4欄の「中学校教諭専修免許状」を削り、同5欄の「高等学校教諭専修免許状」を削る。また、3項3欄の「家庭」及び4欄の「家庭・福祉」を削る。

附則関係

改正日 （令和3年5月25日）

第1項 施行日は、令和4年4月1日とする。

第2項 募集停止後の当該専攻の存続期間を規定

第3項 履修上の経過措置の対応について規定

第4項 募集停止する最初の年度の学生定員（入学定員、収容定員）を規定

京都ノートルダム女子大学大学院学則一部改正（案）
新旧対照表

新（改正）	旧（現行）																																																																														
<p>京都ノートルダム女子大学院学則</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>(1) 人間文化研究科 応用英語専攻（修士課程） （削る） 人間文化専攻（修士課程）</p> <p>(2) 心理学研究科 臨床心理学専攻（博士前期課程） 心理学専攻（博士後期課程）</p> <p>（学生定員）</p> <p>第7条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">研究科</th> <th style="width: 70%;">専攻（課程）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">人間文化研究科</td> <td style="text-align: center;">応用英語専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削る）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人間文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">心理学研究科</td> <td style="text-align: center;">臨床心理学専攻（博士前期課程）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">心理学専攻（博士後期課程）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入学定員</th> <th style="width: 50%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削る）</td> <td style="text-align: center;">（削る）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条から第38条まで（略）</p> <p>（学位の授与）</p> <p>第39条 大学院において研究科の課程を修了した者に次の学位を授与する。</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%;">人間文化研究科</td> <td style="width: 20%;">修士（応用英語） （削る）</td> <td style="width: 20%;">修士（人間文化）</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>心理学研究科</td> <td>修士（心理）</td> <td>博士（心理）</td> <td></td> </tr> </table> <p>（教育職員免許状の取得）</p> <p>第40条 大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">研究科・専攻</th> <th style="width: 40%;">免許状の種類</th> <th style="width: 30%;">教科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人間文化研究科 応用英語専攻</td> <td style="text-align: center;">中学校教諭専修免許状</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">英語</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校教諭専修免許状</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（削る）</td> <td style="text-align: center;">（削る）</td> <td style="text-align: center;">（削る）</td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻（課程）	人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	（削る）	人間文化専攻（修士課程）	心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）	心理学専攻（博士後期課程）	入学定員	収容定員	8人	16人	（削る）	（削る）	3	6	10	20	4	12	人間文化研究科	修士（応用英語） （削る）	修士（人間文化）		心理学研究科	修士（心理）	博士（心理）		研究科・専攻	免許状の種類	教科	人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語	高等学校教諭専修免許状	（削る）	（削る）	（削る）	<p>京都ノートルダム女子大学院学則</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>（専攻）</p> <p>第5条 研究科に次の専攻を置く。</p> <p>(1) 人間文化研究科 応用英語専攻（修士課程） <u>生活福祉文化専攻（修士課程）</u> 人間文化専攻（修士課程）</p> <p>(2) 心理学研究科 臨床心理学専攻（博士前期課程） 心理学専攻（博士後期課程）</p> <p>（学生定員）</p> <p>第7条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">研究科</th> <th style="width: 70%;">専攻（課程）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">人間文化研究科</td> <td style="text-align: center;">応用英語専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>生活福祉文化専攻（修士課程）</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人間文化専攻（修士課程）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">心理学研究科</td> <td style="text-align: center;">臨床心理学専攻（博士前期課程）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">心理学専攻（博士後期課程）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">入学定員</th> <th style="width: 50%;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8人</td> <td style="text-align: center;">16人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8条から第39条まで（略）</p> <p>（学位の授与）</p> <p>第39条 大学院において研究科の課程を修了した者に次の学位を授与する。</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 20%;">人間文化研究科</td> <td style="width: 20%;">修士（応用英語） <u>修士（生活福祉文化）</u></td> <td style="width: 20%;">修士（人間文化）</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>心理学研究科</td> <td>修士（心理）</td> <td>博士（心理）</td> <td></td> </tr> </table> <p>（教育職員免許状の取得）</p> <p>第40条 大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">研究科・専攻</th> <th style="width: 40%;">免許状の種類</th> <th style="width: 30%;">教科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">人間文化研究科 応用英語専攻</td> <td style="text-align: center;">中学校教諭専修免許状</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">英語</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校教諭専修免許状</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>人間文化研究科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>中学校教諭専修免許状</u></td> <td style="text-align: center;"><u>家庭</u></td> </tr> </tbody> </table>	研究科	専攻（課程）	人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）	<u>生活福祉文化専攻（修士課程）</u>	人間文化専攻（修士課程）	心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）	心理学専攻（博士後期課程）	入学定員	収容定員	8人	16人	<u>6</u>	<u>12</u>	3	6	10	20	4	12	人間文化研究科	修士（応用英語） <u>修士（生活福祉文化）</u>	修士（人間文化）		心理学研究科	修士（心理）	博士（心理）		研究科・専攻	免許状の種類	教科	人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語	高等学校教諭専修免許状	<u>人間文化研究科</u>	<u>中学校教諭専修免許状</u>	<u>家庭</u>
研究科	専攻（課程）																																																																														
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）																																																																														
	（削る）																																																																														
	人間文化専攻（修士課程）																																																																														
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）																																																																														
	心理学専攻（博士後期課程）																																																																														
入学定員	収容定員																																																																														
8人	16人																																																																														
（削る）	（削る）																																																																														
3	6																																																																														
10	20																																																																														
4	12																																																																														
人間文化研究科	修士（応用英語） （削る）	修士（人間文化）																																																																													
心理学研究科	修士（心理）	博士（心理）																																																																													
研究科・専攻	免許状の種類	教科																																																																													
人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語																																																																													
	高等学校教諭専修免許状																																																																														
（削る）	（削る）	（削る）																																																																													
研究科	専攻（課程）																																																																														
人間文化研究科	応用英語専攻（修士課程）																																																																														
	<u>生活福祉文化専攻（修士課程）</u>																																																																														
	人間文化専攻（修士課程）																																																																														
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期課程）																																																																														
	心理学専攻（博士後期課程）																																																																														
入学定員	収容定員																																																																														
8人	16人																																																																														
<u>6</u>	<u>12</u>																																																																														
3	6																																																																														
10	20																																																																														
4	12																																																																														
人間文化研究科	修士（応用英語） <u>修士（生活福祉文化）</u>	修士（人間文化）																																																																													
心理学研究科	修士（心理）	博士（心理）																																																																													
研究科・専攻	免許状の種類	教科																																																																													
人間文化研究科 応用英語専攻	中学校教諭専修免許状	英語																																																																													
	高等学校教諭専修免許状																																																																														
<u>人間文化研究科</u>	<u>中学校教諭専修免許状</u>	<u>家庭</u>																																																																													

	(削る)	(削る)		<u>生活福祉文化専攻</u>	<u>高等学校教諭専修免許状</u>	<u>家庭・福祉</u>
人間文化研究科 人間文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語		人間文化研究科 人間文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
2 (略)			2 (略)			
第41条から第53条まで (略)			第41条から第53条まで (略)			
別表1 (第29条関係) (別紙のとおり)			別表1 (第29条関係) (別紙のとおり)			
附則 (略)			附則 (略)			
附則 (令和3年5月25日改正)						
1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。						
2 改正前の学則による人間文化研究科生活福祉文化専攻(修士課程)は、改正後の学則の規定にかかわらず、当該専攻に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。						
3 改正後の学則に係る履修上の経過措置その他の必要な事項は、当該研究科の研究科会議において定める。						
4 改正後の学則第7条に定める人間文化研究科生活福祉文化専攻の学生定員については、同条の規定にかかわらず、令和4年度については、次の表のとおりとする。						
研究科	専攻(課程)	入学定員	収容定員			
人間文化研究科	生活福祉文化専攻(修士課程)	一	六人			

改正理由

1) 令和4年度から人間文化研究科生活福祉文化専攻を学生募集停止(廃止)するため、当該専攻に係る箇所を削る。
(第5条第1項第1号、第7条、第39条、第40条)

2) 別表1(第29条関係) 人間文化研究科生活福祉文化専攻に係る授業科目等を削る。

2) 附則の整理

- ・施行日は、令和4年4月1日とする。(附則第1項)
- ・募集停止後の同専攻の存続期間について規定(附則第2項)
- ・募集停止後に在籍する学生の履修上等の取扱いを規定(附則第3項)
- ・募集停止後の経過期間の収容定員を規定(附則第4項)

「(削る)」は、当該箇所をあとかたもなく、何もなかった様にする。「(削除)」は、当該箇所を(削除)に置き換える。

別表1(第29条関係)

区分	授業科目	単位	必修単位	備考
人間文化研究科 応用英語専攻 (修士課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)				(削る)
"	(削る)	(削る)	(削る)	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
人間文化専攻 (修士課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
心理学研究科 臨床心理学専攻 (博士前期課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
心理学専攻 (博士後期課程)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表1(第29条関係)

区分	授業科目	単位	必修単位	備考
人間文化研究科 応用英語専攻 (修士課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
生活福祉文化専攻 (修士課程)				
専門科目				
	研究方法論	1	1	生活福祉文化専攻の履修条件は次のとおりとする。 32単位以上 ①研究方法論 必修 1単位 ②専門科目及び他研究科・他専攻の科目 選択必修 17単位以上 ただし、他研究科・他専攻の科目については6単位を上限とする。 ③演習科目 必修 14単位 ④修士論文審査及び最終試験の合格
	生活文化学特論	2		
	健康生活科学特論	2		
	食生活文化特論	2		
	高齢者食生活特論	2		
	食品学特論	2		
	生活デザイン論特論	2		
	住環境学特論	2		
	調理科学特論	2		
	健康栄養学特論	2		
	地域居住学特論	2		
	衣生活学特論	2		
	ウェルビーイング研究特論	2		
	地域生活支援特論	2		
	社会福祉運営管理特論	2		
	ソーシャルワークスーパービジョン特論	2		
	保健福祉行政特論	2		
	ソーシャルワーク実習	2		
	ケアマネジメント特論	2		
	社会調査法特論	2		
	精神保健福祉特論	2		
	子どもの健康福祉学特論	2		
	障がい者問題特論	2		
	衣環境学特論	2		
	家族関係学特論	2		
	子どもの発達心理学特論	2		
	子どもの表現活動特論	2		
	京都生活論特論	2		
演習科目	プロジェクト課題研究	6	6	
	特別研究Ⅰ	2	2	
	特別研究Ⅱ	2	2	
	特別研究Ⅲ	2	2	
	特別研究Ⅳ	2	2	
			計15	
人間文化専攻 (修士課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
[心理学研究科] 臨床心理学専攻 (博士前期課程)	(略)	(略)	(略)	(略)
心理学専攻 (博士後期課程)	(略)	(略)	(略)	(略)

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容	2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性	2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容	2
エ	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	2
オ	大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライト キャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画	2

添付資料

人間文化研究科生活福祉文化専攻の教育課程等の概要

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

京都ノートルダム女子大学大学院人間文化研究科生活福祉文化専攻（修士課程）は、令和4年度から学生募集停止したため、大学院全体の収容定員（入学定員）を、以下のとおり変更する。

研究科	専攻	定員	変更前	変更後
人間文化研究科	応用英語専攻 （修士課程）	入学定員	8 人	8 人
		収容定員	16	16
	人間文化専攻 （修士課程）	入学定員	3	3
		収容定員	6	6
	生活福祉文化専攻 （修士課程）	入学定員	<u>6</u>	<u>0</u>
		収容定員	<u>12</u>	<u>0</u>
心理学研究科	臨床心理学専攻 （博士前期課程）	入学定員	10	10
		収容定員	20	20
	心理学専攻 （博士後期課程）	入学定員	4	4
		収容定員	12	12
計		入学定員	<u>31</u>	<u>25</u>
		収容定員	<u>66</u>	<u>54</u>

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

人間文化研究科生活福祉文化専攻は、基礎となる生活福祉文化学部を平成29年度に心理学部と統合・再編して、現代人間学部福祉生活デザイン学科（令和3年度から生活環境学科）としたため、同専攻の存続の在り方を検討してきたが、その間においても受験者・入学者が減少したため、学部教育を含む、教育・研究上での効果・効率化の面で支障が出てきており、今後においても現代人間学部生活環境学科および他大学からの受験者・入学者は見込めないと判断するに至り、同専攻の募集停止（廃止）をした。

よって、大学院の収容定員を変更するものである。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

人間文化研究科生活福祉文化専攻は、在校生が修了するのを待って廃止する予定であり、教育課程の変更は該当しない。

廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には、万全を尽くすこととする。

エ 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

学生募集を停止するものであるため該当なし

オ 大学設置基準第25条の4の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

学生募集を停止するものであるため該当なし

教育課程等の概要

(人間文化研究科 生活福祉文化専攻)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門科目	研究方法論	1通	1			10	3	1				
	生活文化学特論	1前		2		2						兼1
	健康生活科学特論	1・2後		2		1						集中
	食生活文化特論	1・2後		2		1						
	高齢者食生活特論	1・2後		2		1						
	生活デザイン論特論	1・2後		2								兼1
	住環境学特論	1・2前		2		1						
	地域住居学特論	1・2通		2								兼1 集中
	衣生活学特論	1・2後		2		1						
	ウェルビーイング研究特論	1・2後		2		1						兼1 集中
	地域生活支援特論	1・2前		2		1						
	社会福祉運営管理特論	1・2前		2		1						
	ソーシャルワーク実習	1・2前		2		3						
	精神保健福祉特論	1・2前		2		1						
	子どもの発達心理学特論	1・2前		2		1						
小計(15科目)	—	—	1	28	0	10	3	1	0	0	—	—
演習科目	プロジェクト課題研究	1通	6			10	3	1				兼1
	特別研究Ⅰ	1前	2			10	3	1				集中
	特別研究Ⅱ	1後	2			10	3	1				集中
	特別研究Ⅲ	2前	2			10	3	1				集中
	特別研究Ⅳ	2後	2			10	3	1				集中
小計(5科目)	—	—	14	0	0	10	3	1	0	0	兼1	—
総合計(20科目)		—	15	28	0	10	3	1	0	0	兼5	—
学位又は称号	修士(生活福祉文化)	学位または研究科の分野				文学関係						
修了要件及び履修方法												
<p>①研究方法論は必修科目である。</p> <p>②専門科目群及び他研究科・他専攻の科目から17単位以上を選択して履修すること。ただし、他研究科・他専攻の科目については6単位を上限とする。</p> <p>③演習科目群14単位は必修科目である。</p> <p>④特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱは入学年次に履修すること。特別研究Ⅲ、特別研究Ⅳは最終年次に履修すること。</p> <p>⑤修了には必修15単位と、選択科目17単位以上を修得し、かつ修士論文審査及び最終試験に合格すること。</p>												

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保を見通し及び申請者としての取組状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

(2) 人材需要の動向等社会の要請

学生募集を停止するものであるため該当なし

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ナカムラ クミ 中村 久美 <令和2年2月>		博士 (学術)		京都ノートルダム女子大学 学 長 (令和2.2～令和6.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。